

山江村通学路交通安全プログラム

平成 27 年 2 月策定

平成 29 年 10 月最終改正

山江村通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 10 月に村内小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、この度「山江村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の実施

関係機関の連携を図るため、学校、各道路管理者、警察等関係者で通学路合同点検、対策内容の検討協議を行います。

- ・山田小学校（小学校代表者）
- ・万江小学校（小学校代表者）
- ・山田小学校（P T A 代表者）
- ・万江小学校（P T A 代表者）
- ・山江中学校（中学校代表者）
- ・山江中学校（P T A 代表者）
- ・山江村教育委員会
- ・山江村建設課
- ・山江村総務課
- ・人吉警察署（駐在所）
- ・熊本県県南広域本部球磨地域振興局維持管理調整課

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

【通学路安全確保のための P D C A サイクル】



(2) 定期的な合同点検及び対策の検討

① 合同点検の実施

学校、保護者、道路管理者、警察、教育委員会、交通安全担当課等の関係機関が合同で定期的に点検を行います。合同点検は1年に1回、毎年夏季休業日を中心に実施します。

② 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、または、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策などの具体的な実施メニューを検討します。

(3) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

① 学校又は保護者からの意見の聴取

② 事故発生件数の把握

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(5) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策については、関係機関で認識を共有するために各校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。